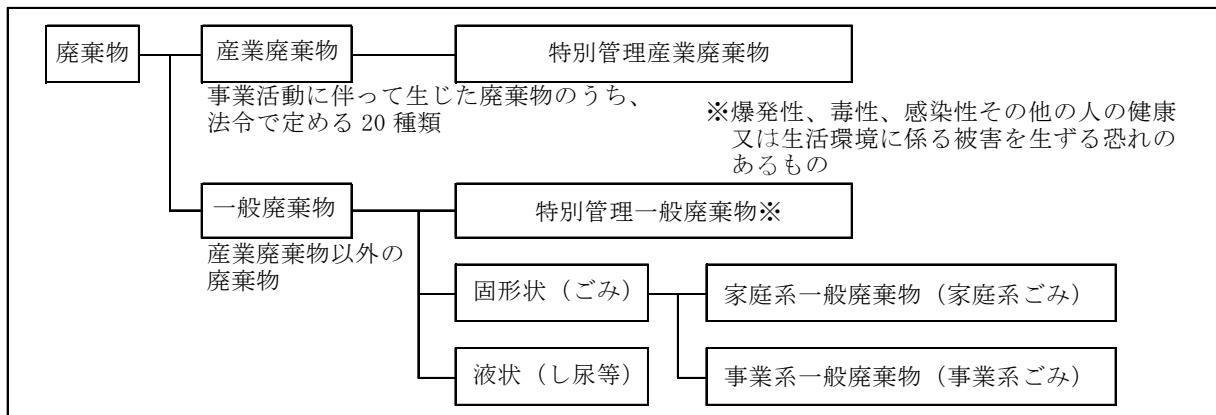


第2章 循環型社会の構築

第1節 一般廃棄物（ごみ）

1 概要

ごみ（廃棄物）は、大別すると、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に区分されます。一般廃棄物は固形状のごみと液状のし尿等に分けられ、さらに、固形状の一般廃棄物は家庭の日常生活から排出される「家庭系ごみ」と、事業活動に伴って排出される「事業系ごみ」に区分されます。



2 ごみ排出量の現状

2020年（令和2年）以降、新型コロナウイルス感染症が流行し、私たちの生活様式や働き方が大きく変化しました。また、世界的な資源制約の顕在化、災害の頻発化・激甚化、人口減少・少子高齢化に伴う地域経済の衰退、ライフスタイルの変化など、廃棄物処理・リサイクルを取り巻く状況も大きく変化しています。この期間においては、本市の一般廃棄物の排出量も、大幅に減少しています。

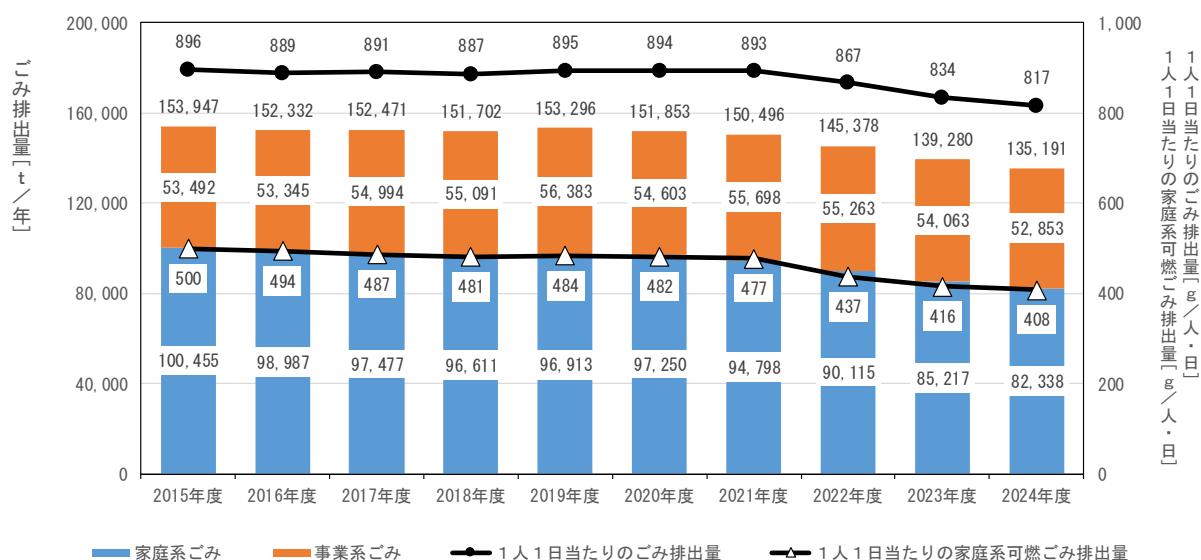
本市のごみ減量化の取組としては、2022年（令和4年）に、紙類及びリチウムイオン電池等充電式電池の分別収集を開始するなど、更なるリサイクルを推進してきました。

また、燃やせるごみについては、2024年（令和6年）4月から福山ローズエネルギーセンターで受入れ、焼却しています。また、ごみの焼却熱を利用した発電や焼却灰等を全量資源化することで、より効率的なリサイクルが可能となりました。

改めて、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会の在り方や私たち自身のライフスタイルを見直し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）等の資源循環の取組を一層進めることで、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができるだけ低減される、循環型社会の形成を進めていく必要があります。

(1) ごみ排出量

○ごみ排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移



○家庭系ごみ及び事業系ごみの内訳

(単位 t)

年度	家庭系ごみ						
	可燃	資源	プラスチック	不燃破碎	可燃粗大	紙類	計
2015 (H27)	85,902	4,781	4,666	3,862	1,244		100,455
2016 (H28)	84,643	4,699	4,693	3,678	1,274		98,987
2017 (H29)	83,394	4,668	4,648	3,521	1,246		97,477
2018 (H30)	82,259	4,434	4,663	3,943	1,312		96,611
2019 (R元)	82,859	4,166	4,602	3,929	1,357		96,913
2020 (R2)	81,862	4,522	4,750	4,526	1,590		97,250
2021 (R3)	80,314	4,270	4,753	3,957	1,504		94,798
2022 (R4)	73,299	3,930	4,651	3,236	1,366	3,633	90,115
2023 (R5)	69,435	3,787	4,462	3,101	1,353	3,079	85,217
2024 (R6)	67,546	3,506	4,405	2,950	1,331	2,600	82,338

(単位 t)

年度	事業系ごみ						合計	増減
	可燃	資源	プラスチック	不燃破碎	可燃粗大	計		
2015 (H27)	48,968	1,273	10	1,570	1,671	53,492	153,947	752
2016 (H28)	48,789	1,216	1	1,444	1,895	53,345	152,332	△ 1,615
2017 (H29)	50,404	1,292	1	1,342	1,955	54,994	152,471	139
2018 (H30)	49,747	1,328	1	1,577	2,438	55,091	151,702	△ 769
2019 (R元)	51,345	1,034	3	1,505	2,496	56,383	153,296	1,594
2020 (R2)	49,364	1,060	4	1,636	2,539	54,603	151,853	△ 1,443
2021 (R3)	50,448	1,027	2	1,626	2,595	55,698	150,496	△ 1,357
2022 (R4)	50,017	1,151	2	1,809	2,284	55,263	145,378	△ 5,118
2023 (R5)	48,643	1,178	3	1,918	2,321	54,063	139,280	△ 6,098
2024 (R6)	46,625	1,152	3	1,829	3,244	52,853	135,191	△ 4,089

○ 1人1日当たりのごみ排出量の推移

(単位 g/人・日)

年度	1人1日当たりのごみ排出量	1人1日当たりの家庭系可燃ごみ排出量
2015 (H27)	896	500
2016 (H28)	889	494
2017 (H29)	891	487
2018 (H30)	887	481
2019 (R元)	895	484
2020 (R2)	894	482
2021 (R3)	893	477
2022 (R4)	867	437
2023 (R5)	834	416
2024 (R6)	817	408

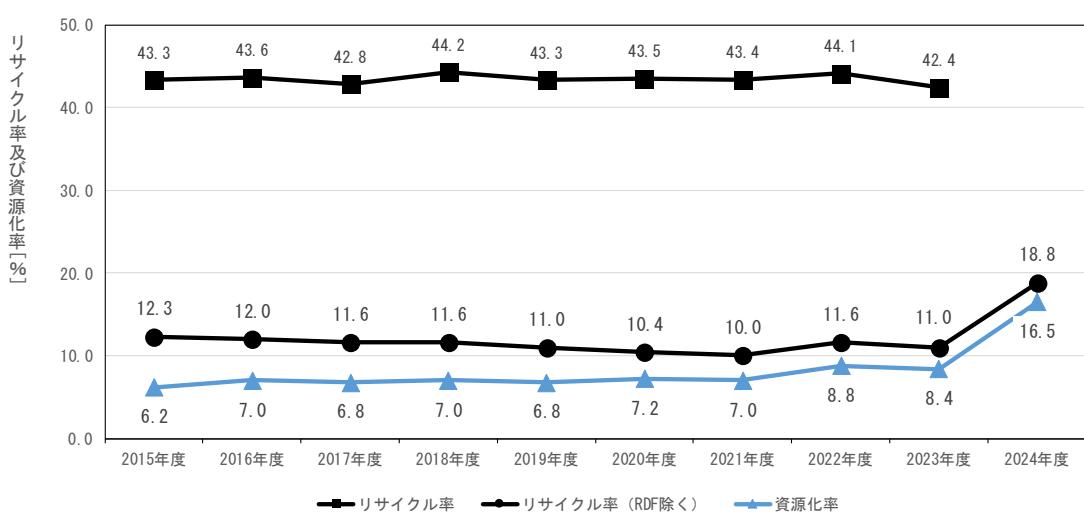
○2024年度(令和6年度)ごみ排出量(収集形態別)

(単位 t)

区分	家庭系ごみ			事業系ごみ			合計	割合
	直営	委託業者	計	許可業者	自己搬入	計		
燃やせるごみ	15,094	52,452	67,546	43,520	3,105	46,625	114,171	84.5%
資源ごみ	782	2,724	3,506	1,123	29	1,152	4,658	3.4%
容器包装ゴミ/ラストックごみ	1,025	3,380	4,405	0	3	3	4,408	3.3%
不燃(破碎)ごみ	656	2,294	2,950	511	1,318	1,829	4,779	3.5%
燃やせる粗大ごみ	327	1,004	1,331	539	2,705	3,244	4,575	3.4%
紙類	651	1,949	2,600				2,600	1.9%
合計	18,535	63,803	82,338	45,693	7,160	52,853	135,191	100.0%

(2) リサイクル率及び資源化率

リサイクル率及び資源化率の推移



※2024年度のリサイクル率は、福山ローズエネルギーセンター焼却灰等の資源化を含む。

本市、広島県及び国の資源化及びリサイクル率の状況

(単位 %)

年度	資源化率			リサイクル率		
	福山市	広島県	国	福山市	広島県	国
2015 (H27)	6.2	19.7	15.9	12.3 (43.3)	21.6	20.4
2016 (H28)	7.0	19.4	15.1	12.0 (43.6)	21.7	20.3
2017 (H29)	6.8	19.1	15.2	11.6 (42.8)	21.3	20.2
2018 (H30)	7.0	18.8	15.2	11.6 (44.2)	20.6	19.9
2019 (R元)	6.8	16.7	15.2	11.0 (43.3)	18.7	19.6
2020 (R2)	7.2	18.0	16.0	10.4 (43.5)	19.6	20.0
2021 (R3)	7.0	18.9	16.0	10.0 (43.4)	20.4	19.9
2022 (R4)	8.8	19.2	15.8	11.6 (44.1)	20.5	19.6
2023 (R5)	8.4	19.3	16.0	11.0 (42.4)	20.6	19.5
2024 (R6)	16.5	18.8

※ 国及び広島県の 2024 年度数値は未発表。

資源化率 = (ごみの資源化量) ÷ (ごみの排出量)

リサイクル率 = ([ごみの資源化量] + [集団回収量]) ÷ ([ごみの排出量] + [集団回収量])

リサイクル率 (RDF 含む)

= ([ごみの資源化量] + [集団回収量] + [RDF 製造量]) ÷ ([ごみの処理量] + [集団回収量])

リサイクル率の福山市の () の数値は、RDF 製造量を含む。

3 ごみ分別収集の状況

(1) 家庭系ごみ

本市の家庭系ごみの分別については、安全で安定的なごみの適正処理を行うため、各種リサイクル法など関係法令やごみ処理施設の状況に応じて、市民負担を増やさないことを前提に、かつ効率的に収集できるよう分別方法の変更をしてきました。

2022 年（令和 4 年）4 月から「燃やせるごみ」の更なる減量化とリサイクル推進のために、これまで内海町及び沼隈町で実施していた「紙類」の回収を、市内全地域（走島町を除く。）に拡大しました。

2024 年（令和 6 年）11 月に発生したリサイクル工場の火災を受けて、出火の原因がリチウムイオン電池などの充電式電池や、それを使用している小型家電製品と想定されたため、これまで「不燃（破碎）ごみ」として収集していた「充電式電池が取り外せない小型家電」は、2024 年（令和 6 年）12 月から年 4 回の「燃やせる粗大ごみ」の収集日に収集しています。

このことにより、2025 年（令和 7 年）4 月時点の本市の分別区分は、「燃やせるごみ」「容器包装プラスチックごみ」「資源ごみ」「紙類」「不燃（破碎）ごみ」「燃やせる粗大ごみ」及び「蛍光灯・使用済乾電池・充電式電池・ビデオテープ類・ライター類・充電式電池が取り外せない小型家電」の 7 種類となっています。

これまでの本市の家庭系ごみ分別収集の変遷は、次のとおりです。

年月	変更内容
2001 年（平成 13 年）4 月	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の施行に伴い、家電 4 品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機）は、排出者（消費者）が処理（市で収集しない。）

年月	変更内容
2003年（平成15年）4月	資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）の施行に伴い、家庭用パソコンは排出者（消費者）が処理（市で収集しない。）
2006年（平成18年）4月	プラスチックごみについて、新たに「容器包装プラスチックごみ」の区分を設け収集。
2007年（平成19年）4月	くつ・カバン・財布等の皮革類を「燃やせるごみ」に変更。
2008年（平成20年）4月	・石油ストーブ・石油ファンヒーターを「資源ごみ」に変更。 ・使い捨てライターを「燃やせる粗大ごみ」の日に収集（一部地域を除く。）
2013年（平成25年）4月	・電気・ガスストーブ、ファンヒーターは「資源ごみ」に変更。 ・蛍光灯は「燃やせる粗大ごみ」の日に収集（一部地域を除く。）
2017年（平成29年）4月	ボタン電池を「燃やせる粗大ごみ」の日に収集。
2022年（令和4年）4月	・新聞、雑誌、ダンボールについては、新たに「紙類」の区分を設け収集。 ・充電式電池を「燃やせる粗大ごみ」の日に収集。
2024年（令和6年）12月	充電式電池が取り外せない小型家電を「燃やせる粗大ごみ」の日に収集。

家庭系ごみの分別区分（2024年（令和6年）12月以降）

区分	収集方式	収集回数	収集形態	品目
燃やせるごみ	ステーション方式	週2回	透明又は半透明の袋	生ごみ、紙くず、木くず、衣類・布類、汚れが落ちない容器包装プラスチック、プラスチック製の商品、皮革類、灰
容器包装プラスチックごみ	ステーション方式	週1回	透明又は半透明の袋	  識別マークがついているもの
紙類	ステーション方式	月1回 (走島町、内海町及び沼隈町を除く。)	紐で束ねて	新聞、雑誌、ダンボール
		週1回(内海町)		新聞、雑誌、ダンボール、紙パック
		月3回(沼隈町)		
資源ごみ	ステーション方式	月2回	透明又は半透明の袋	びん類、缶類、金属類、ストーブ、ファンヒーター
不燃（破碎）ごみ	ステーション方式	月1～3回	透明又は半透明の袋 ¹⁾	ガラス類、陶磁器類、小型家電、その他不燃製品
燃やせる粗大ごみ	ステーション方式	年4回	ガラス・金具を取り外して	木製の家具類、寝具類
蛍光灯 使用済乾電池 充電式電池等 ビデオテープ類 ライター類 充電式電池が取り外せない小型家電	ステーション方式	年4回 ²⁾	種類ごとにそれぞれ別袋で	蛍光灯、使用済乾電池、ボタン電池、充電式電池、充電式電池が取り外せない小型家電、ビデオテープ類、ライター類

1) 三輪車、自転車は、貼紙で「ごみ」であることを表示して排出。

2) 燃やせる粗大ごみの収集日と同日。

(2) 事業系ごみ

事業系ごみは、事業活動に伴って発生する産業廃棄物を除く廃棄物であり、排出事業者自らが施設へ運搬する、又は一般廃棄物収集運搬業許可業者により運搬されます。

事業系ごみの分別区分

区分	収集方法等	品目
燃やせるごみ ※1、※2		生ごみ、リサイクルできない紙類など
容器包装プラスチックごみ ※3	・排出事業者による市施設への直接搬入	ペットボトル、弁当容器など
不燃（破碎）ごみ ※3	・排出事業者が一般廃棄物収集許可運搬業者へ収集運搬を委託	ガラス類、陶磁器類など
燃やせる粗大ごみ		木製の家具類、寝具類
資源物	・排出事業者による民間施設への直接搬入 ・排出事業者が一般廃棄物収集許可運搬業者へ収集運搬を委託 ・資源回収業者による回収	缶・びん・金属類、紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、OA用紙ほか）

【参考】

区分	品目
事業系一般廃棄物	生ごみ、リサイクルできない紙類、革製品、天然繊維製品、容器包装プラスチックごみ、不燃（破碎）ごみ、燃やせる粗大ごみ、資源物（缶、びん等）
産業廃棄物	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、鉱さい、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、がれき類、ばいじん、産業廃棄物処理物

※1 一般廃棄物に分別される紙くず、木くず、繊維くずについては、法律に規定する特定の業種（建設業、パルプ・紙・紙加工品製造業等）から排出されるものを除く。

※2 産業廃棄物については、本市は処理を行わない。また、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体については、法律に規定する特定の業種（建設業、パルプ・紙・紙加工品製造業、食料品製造業等）から排出されるもののみが産業廃棄物となる。

※3 事業系一般廃棄物の容器包装プラスチックごみ、不燃（破碎）ごみは、本来の事業活動とは直接関係なく、従業員の飲食等に伴い排出されるもの。

4 ごみ処理の状況

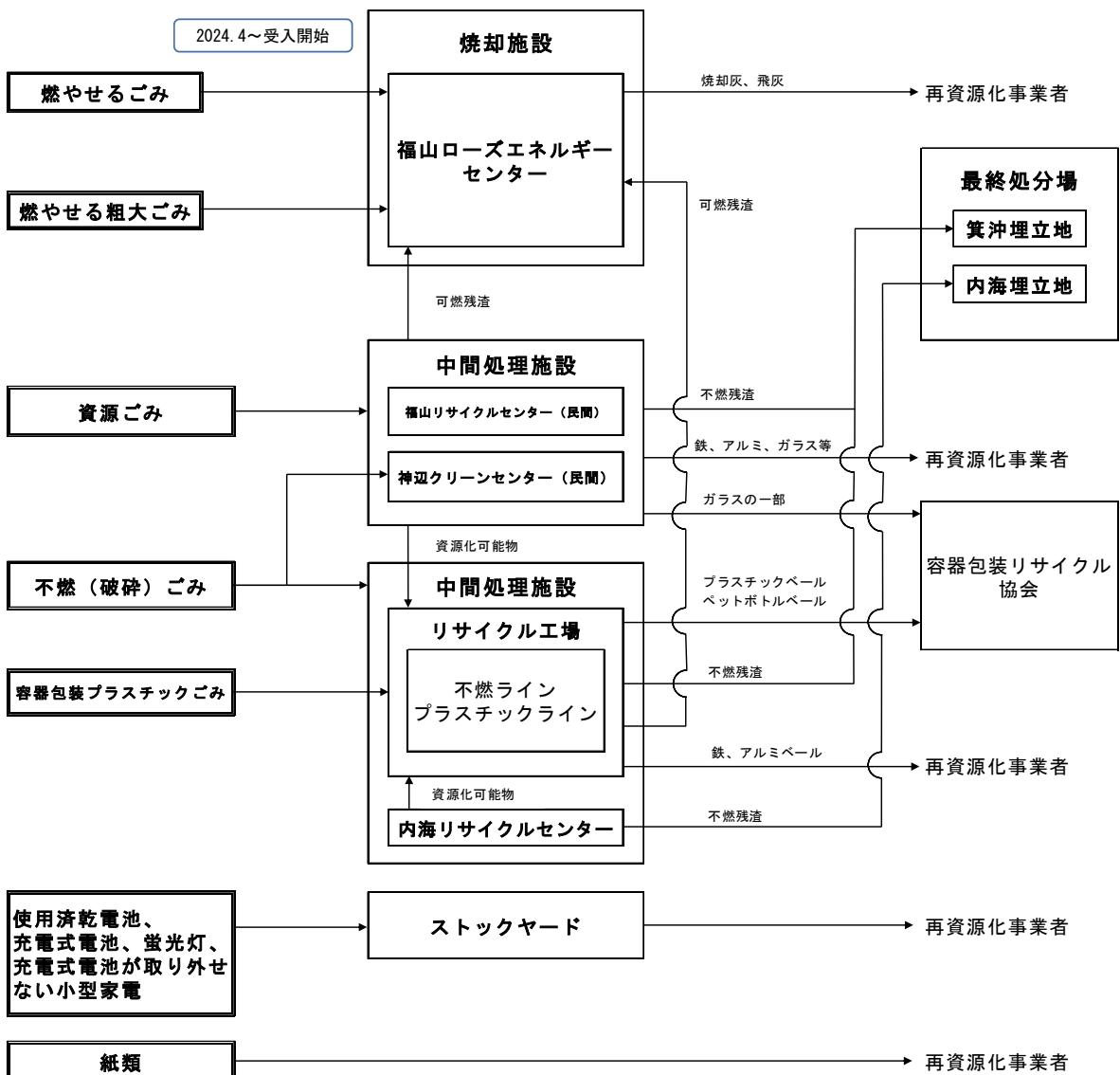
(1) ごみ処理の概要

本市の燃やせるごみは、2024年（令和6年）4月から福山ローズエネルギーセンターで受入れを開始し、焼却しています。燃やせる粗大ごみについても、前処理として、同施設で破碎処理した後、焼却しています。

資源ごみは、市内2か所の民間施設で資源化処理をしています。不燃（破碎）ごみ、容器包装プラスチックごみは、リサイクル工場で機械選別などの中間処理をしています。なお、2024年（令和6年）11月の火災のためリサイクル工場は休止しましたが、ごみは受入れ、中間処理をしています。

中間処理施設からの残渣等については、最終処分場である箕沖埋立地で適正に処理を行っています。

ア ごみ処理フロー



イ ごみ処理の状況及び経年変化

(単位 t)

年度	市内ごみ 排出量	広域処理 搬入量	計	処理量				焼却灰 ※3
				焼却 ※1	RDF化	資源化 ※2	最終処分	
2015 (H27)	153,947	8,147	153,947	50,542	91,668	9,503	7,572	9,483
2016 (H28)	152,332		152,332	50,567	90,516	10,606	7,483	8,236
2017 (H29)	152,471		152,471	51,468	89,417	10,414	6,889	9,021
2018 (H30)	151,702		151,702	49,542	90,610	10,668	7,924	8,526
2019 (R元)	153,296		153,296	51,011	90,979	10,479	7,634	8,742
2020 (R2)	151,853		151,853	49,490	90,657	10,996	7,187	8,367
2021 (R3)	150,496		150,496	48,170	90,400	10,446	8,160	8,187
2022 (R4)	145,378		145,378	47,518	82,600	12,595	7,426	7,743
2023 (R5)	139,280		139,280	45,059	80,038	11,526	7,264	7,632
2024 (R6)	135,191		143,338	130,522		8,742	3,721	14,441

※1 2024 年度（令和 6 年度）から府中市及び神石高原町の広域処理分を含む。

※2 紙類、ガラス類、金属類、プラスチック類等の資源化に係るもの。

※3 2024 年度（令和 6 年度）の焼却灰のうち、福山ローズエネルギーセンターの焼却灰及び飛灰は、全量再資源化。

（2）焼却

ア 燃やせるごみ

燃やせるごみは、これまで、ごみ固体燃料工場でのごみ固体燃料（RDF）化による処理を行うほか、市内 3 か所の焼却施設（西部清掃工場、新市クリーンセンター及び深品クリーンセンター）で焼却していましたが、2024 年（令和 6 年）3 月末で受入れを休止し、同年 4 月からは、新たに福山ローズエネルギーセンターで燃やせるごみの受入れを開始し、焼却しています。

また、焼却施設で発生する焼却灰等は、これまで最終処分場で埋立処分していましたが、福山ローズエネルギーセンターで発生する焼却灰等はリサイクル施設で全量再資源化しています。

イ 燃やせる粗大ごみ

燃やせる粗大ごみは、福山ローズエネルギーセンターに搬入され、破碎処理した後、焼却しています。

ウ 施設別処理量

（ア）福山ローズエネルギーセンター

(単位 t、kWh)

年度	焼却量				焼却灰		発電量	うち 売電量
	燃やせる ごみ	燃やせる 粗大ごみ	中間処理施 設からの選 別後可燃物	計	焼却灰 ・飛灰量	焼却量に対 する割合		
2024 (R6)	123,037	4,575	1,643	129,255	14,155	11.0%	86,582,450	72,081,380

※燃やせるごみは、府中市及び神石高原町の広域処理分を含む。

(イ) 西部清掃工場

(単位 t)

年度	焼却量				焼却灰	焼却量に対する割合		
	燃やせるごみ	中間処理施設から		計				
		燃やせる粗大ごみ	選別後可燃物					
2020 (R2)	24,787	—	—	24,787	4,625	18.7%		
2021 (R3)	24,767	—	—	24,767	4,562	18.4%		
2022 (R4)	25,226	—	—	25,226	4,486	17.8%		
2023 (R5)	24,770	—	—	24,770	4,478	18.1%		
2024 (R6)	815	—	—	815	191	23.4%		

※2024年度（令和6年度）の焼却量は、2023年度（令和5年度）に受入れたもの。

(ウ) 新市クリーンセンター

(単位 t)

年度	焼却量				焼却灰	焼却量に対する割合		
	燃やせるごみ	中間処理施設から		計				
		燃やせる粗大ごみ	選別後可燃物					
2020 (R2)	5,086	—	—	5,086	793	15.6%		
2021 (R3)	4,951	—	—	4,951	768	15.5%		
2022 (R4)	4,959	—	—	4,959	769	15.5%		
2023 (R5)	4,825	—	—	4,825	753	15.6%		
2024 (R6)	106	—	—	106	26	24.5%		

※2024年度（令和6年度）の焼却量は、2023年度（令和5年度）に受入れたもの。

(エ) 深品クリーンセンター

(単位 t)

年度	焼却量				焼却灰	焼却量に対する割合		
	燃やせるごみ	中間処理施設から		計				
		燃やせる粗大ごみ	選別後可燃物					
2020 (R2)	19,597	—	20	19,617	2,949	15.0%		
2021 (R3)	18,524	—	17	18,541	2,857	15.4%		
2022 (R4)	17,316	—	17	17,333	2,488	14.4%		
2023 (R5)	15,448	—	16	15,464	2,401	15.5%		
2024 (R6)	353	—	—	353	77	21.8%		

※2024年度（令和6年度）の焼却量は、2023年度（令和5年度）に受入れたもの。

(3) 中間処理・資源化

ア 容器包装プラスチックごみ

容器包装プラスチックごみは、リサイクル工場に搬入され、機械選別・手選別やベル化などの中間処理を行い、容器包装リサイクル協会へ引き渡し、資源化しています。

イ 紙類

紙類は、収集の後、直接、再資源化事業者へ引き渡し、資源化しています。

ウ 資源ごみ

資源ごみは、民間施設である2か所の中間処理施設（福山リサイクルセンター及び神辺クリーンセンター）で機械選別や手選別などの処理を行い、再資源化事業者及び容器包装リサイクル協会へ引き渡し、資源化しています。

エ 不燃（破碎）ごみ

不燃（破碎）ごみは、リサイクル工場に搬入され、破碎や機械選別などの処理を行い、再資源化事業者へ引き渡し、資源化しています。また、内海リサイクルセンター、神辺クリーンセンターでは、選別後、資源化しています。

オ 蛍光灯・使用済乾電池等

蛍光灯・使用済乾電池等は、福山ローズエネルギーセンター及び慶応浜埋立地ストックヤードで保管し、再資源化事業者に引き渡し、資源化しています。

※リサイクル工場の火災後の処理〔2024年（令和6年）11月以降〕

- 容器包装プラスチックごみの一部はリサイクル工場で手選別を行い、ペットボトルは事業者へ引き渡し、再資源化しています。残りは福山ローズエネルギーセンターで発電に利用しています。
- 不燃（破碎）ごみは、箕沖埋立地に仮置きし、そのうち使用済小型家電は、手選別後、認定事業者へ引き渡し、再資源化しています。

カ 2024年度（令和6年度）施設別の資源化等の実績

（単位 t）

区分	搬入量							処理量			
	容器包装 プラスチック ごみ	紙類	資源 ごみ	不燃（破 碎）ごみ	螢光灯・ 使用済乾 電池等	資源化 残渣 （※1）	計	資源化	埋立	残渣	
										可燃 残渣 （※2）	資源化 残渣 （※1）
福山リサイクル センター	—	—	3,993	—	—	—	3,993	1,978	1,202	7	337
神辺クリーン センター	938	—	665	593	—	—	2,196	469	—	15	517
内海リサイクル センター	—	48	—	26	—	—	74	48	12	—	60
リサイクル工場	3,470	—	—	4,160	—	854	8,484	3,290	2,507	1,621	7,418
福山ローズエネ ルギーセンター	—	—	—	—	117	—	117	117	—	—	117
合計	4,408	48	4,658	4,779	117	854	14,864	5,902	3,721	2,497	12,120

※1 中間処理施設からリサイクル工場に搬入され、再度処理される資源化物。

※2 中間処理施設から福山ローズエネルギーセンターに搬入され、再度焼却される資源化物。

キ 2024年度（令和6年度）資源化の内訳

(単位 t)

区分	紙	鉄	アルミ	ガラス	プラスチック		計	焼却灰・飛灰	合計
					ペットボトル	その他			
福山リサイクルセンター	—	568	498	912	—	—	1,978	—	1,978
神辺クリーンセンター	—	144	96	229	—	—	469	—	469
内海リサイクルセンター	48	—	—	—	—	—	48	—	48
リサイクル工場	—	825	65	—	720	1,680	3,290	—	3,290
福山ローズエネルギーセンター	—	117	—	—	—	—	117	13,552	13,669
直接資源化	2,834	6	—	—	—	—	2,840	—	2,840
合計	2,882	1,660	659	1,141	720	1,680	8,742	13,552	22,294

※紙類の一部については、民間業者へ直接搬入し、資源化している。

※福山ローズエネルギーセンターの焼却灰・飛灰は、福山市の量。

（4）最終処分

リサイクル工場、福山リサイクルセンター、神辺クリーンセンター及び内海リサイクルセンターからの残渣などを箕沖埋立地において埋立処分しています。

町内清掃土等については、箕沖埋立地及び内海埋立地において埋立処分しています。

また、2024年度（令和6年度）から、松永・沼隈地域の町内清掃土は、再資源化し、埋立処分していません。

焼却施設で発生する焼却灰等は、これまで最終処分場で埋立処分していましたが、2024年度（令和6年度）から、福山ローズエネルギーセンターで発生する焼却灰等は、民間のリサイクル施設で全量再資源化しています。

2024年度（令和6年度）埋立処分量

(単位 t)

区分	中間処理施設からの残渣	焼却灰	町内清掃土等 公共事業残土	合計
箕沖埋立地	3,709	191	3,820	7,720
慶応浜埋立地	—	—	—	0
内海埋立地	12	—	14	26
新市埋立地	—	26	—	26
深品埋立地	—	69	—	69
合計	3,721	286	3,834	7,841

※焼却灰は、西部清掃工場、新市クリーンセンター及び深品クリーンセンターの休止に係る閉鎖処理によるもの

5 ごみ減量化の主な取組

(1) 廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の推進

ア 子育て用品リユース事業

市リサイクルプラザに持ち込まれた子育て用品（衣類、おもちゃ、ベビーカー、ベビーベッド等）を引き取り、抽選会やイベントを通じて、必要とされている世帯に譲渡しています。

年度	抽選会開催数	抽選会出品数	応募者	当選者
2018 (H30)	12件	256個	1,014人	256人
2019 (R元)	12件	313個	1,600人	265人
2020 (R2)	11件	219個	1,295人	181人
2021 (R3)	3件	55個	265人	55人
2022 (R4)	2件	56個	293人	52人
2023 (R5)	11件	206個	845人	124人
2024 (R6)	10件	189個	749人	124人

イ フードドライブ

食品ロス及び食品廃棄物に関心を高め、環境配慮行動を促進することを目的に、廃棄物の減量に向けた取組の一環として、2021年（令和3年）10月から、フードドライブを実施しています。家庭からの未使用食品を市役所本庁舎、各環境センター、市リサイクルプラザで受入れ、福山市社会福祉協議会へ譲渡しています。

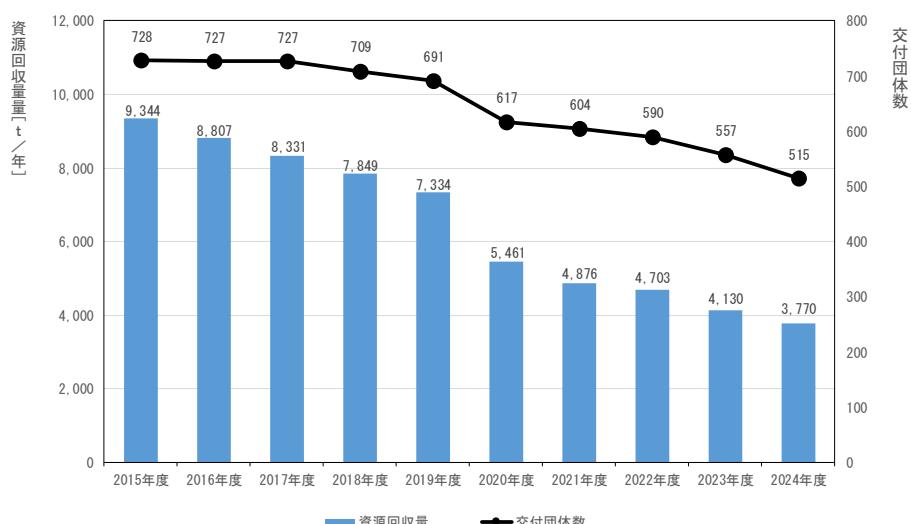
年度	実績
2021 (R3)	835個
2022 (R4)	1,031個
2023 (R5)	704個
2024 (R6)	982個

(2) 再生利用（リサイクル）の推進

ア 資源回収推進団体補助金制度

1989年（平成元年）4月に子ども会・自治会（町内会）・女性会等の団体を対象とした補助制度を設け、資源回収（古紙・繊維・金属〔アルミ缶・スチール缶〕・びん）を推進しています。

○補助額： 1kg 当たり 8円



資源回収推進団体補助金交付実績

(単位 t)

年度	交付 団体数	補助額	資源回収量				
			古紙類	繊維類	金属類	びん類	計
2015 (H27)	728	74,755	8,936	49	334	25	9,344
2016 (H28)	727	70,456	8,403	48	329	27	8,807
2017 (H29)	727	66,650	7,943	43	309	36	8,331
2018 (H30)	709	62,791	7,489	39	291	30	7,849
2019 (R元)	691	58,673	7,000	33	274	27	7,334
2020 (R2)	617	43,686	5,189	24	229	19	5,461
2021 (R3)	604	39,004	4,636	20	205	15	4,876
2022 (R4)	590	37,627	4,460	22	207	14	4,703
2023 (R5)	557	33,040	3,905	19	193	13	4,130
2024 (R6)	515	30,159	3,557	19	183	11	3,770

イ 資源回収協力店制度

資源回収活動を促進するため、2009年（平成21年）4月に本制度を設けており、資源回収協力店を通じ、資源回収ルートの確保を図っています。

ウ 古紙の拠点回収

古紙のリサイクルの推進と市民サービスの向上を図るため、2007年（平成19年）6月から各環境センターや福山市リサイクルプラザ等で新聞（チラシを含む。）、雑誌、ダンボールなどの古紙の拠点回収を実施しています。

年度	実績
2017 (H29)	1,554t
2018 (H30)	1,513t
2019 (R元)	1,443t
2020 (R2)	1,313t
2021 (R3)	1,155t
2022 (R4)	466t
2023 (R5)	365t
2024 (R6)	282t

エ イベントごみ減量の取組

イベント時のごみのリサイクルを推進するため、ごみの分別が徹底できるよう、福山市リサイクルプラザで、ごみ箱等の貸出を行っています。

オ 紙類の分別収集

紙ごみのリサイクルの更なる推進を図るため、2022年（令和4年）4月から、これまで燃やせるごみとしていた紙類について、新たに「紙類」の区分を設け、分別収集を開始しました。

第2節 一般廃棄物（し尿等）

し尿処理については、下水道を通じた処理、浄化槽による処理、くみとり便所からくみとり、処理する方法があります。

本市は、くみとり便所からくみとるし尿及び浄化槽から発生する汚泥の収集運搬を許可業者（し尿12業者、浄化槽汚泥14業者）及び委託団体（走島1団体）により行っており、これらの収集したし尿及び浄化槽汚泥は、Kanadevia 箕沖Aquaなどの市内の4つのし尿処理施設において処理しています。

1 し尿処理別人口

し尿処理別人口は、下水道や浄化槽の普及により水洗化人口が増加し、し尿くみとり人口が減少しています。

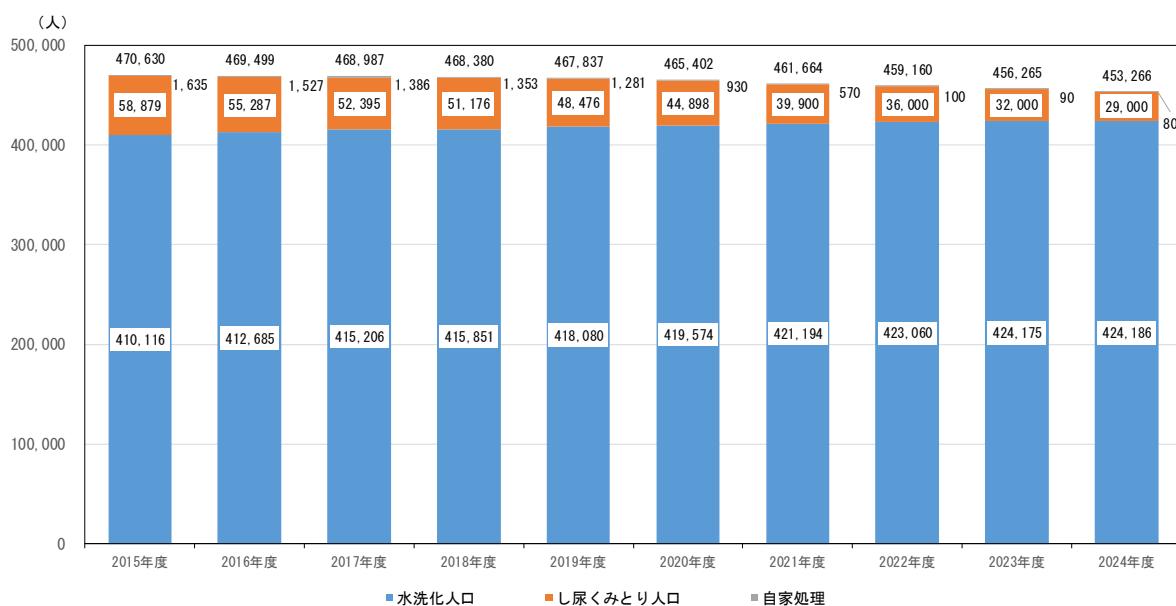
2024年度（令和6年度）末の下水道・浄化槽等による水洗化率は、93.6%となっています。

し尿処理別人口（各年度末現在）

（単位 人）

年度	水洗化人口						し尿くみとり人口	自家処理人口	合計	水洗化率
	下水道	集落排水	大型浄化槽	浄化槽	みなし浄化槽	計				
2015（H27）	309,991	2,185	5,026	41,556	51,358	410,116	58,879	1,635	470,630	87.1%
2016（H28）	313,496	2,194	5,006	42,026	49,963	412,685	55,287	1,527	469,499	87.9%
2017（H29）	318,745	2,320	4,945	42,538	46,658	415,206	52,395	1,386	468,987	88.5%
2018（H30）	321,324	2,343	4,900	43,120	44,164	415,851	51,176	1,353	468,380	88.8%
2019（R元）	327,536	2,342	4,360	41,142	42,700	418,080	48,476	1,281	467,837	89.4%
2020（R2）	332,295	2,304	4,160	40,115	40,700	419,574	44,898	930	465,402	90.2%
2021（R3）	334,436	2,334	4,120	40,304	40,000	421,194	39,900	570	461,664	91.2%
2022（R4）	334,327	2,281	4,100	43,652	38,700	423,060	36,000	100	459,160	92.1%
2023（R5）	333,356	2,223	4,100	45,946	38,550	424,175	32,000	90	456,265	93.0%
2024（R6）	333,966	1,295	4,100	46,625	38,200	424,186	29,000	80	453,266	93.6%

し尿処理別人口の推移



2 し尿・浄化槽汚泥の収集量

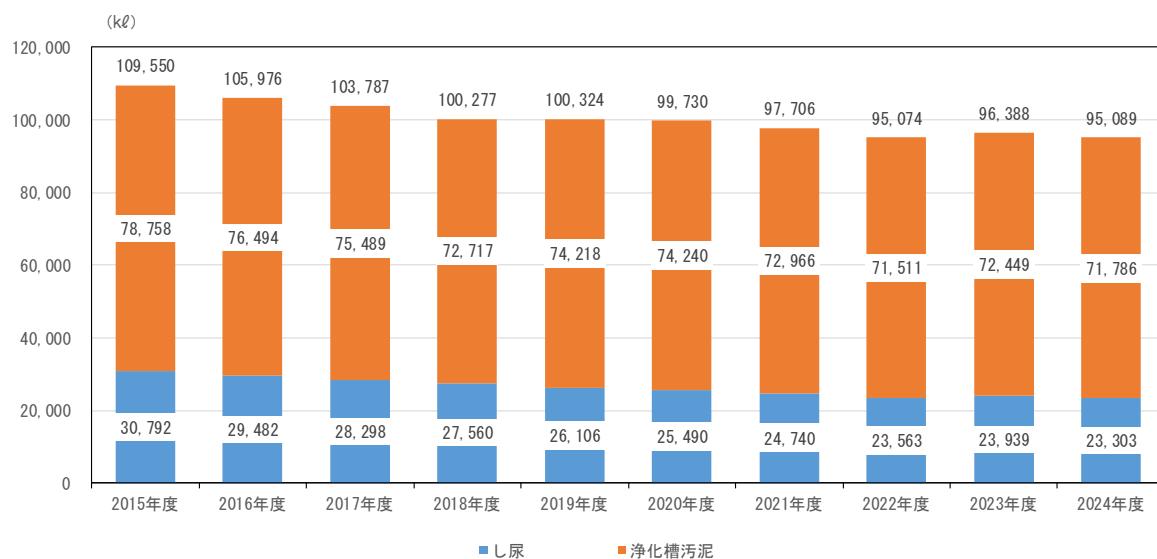
し尿の収集量は、下水道の整備や浄化槽の普及により、年々減少傾向にあります。

し尿・浄化槽汚泥の収集量

(単位 kℓ)

年度	し尿	浄化槽汚泥	計
2015 (H27)	30,792	78,758	109,550
2016 (H28)	29,482	76,494	105,976
2017 (H29)	28,298	75,489	103,787
2018 (H30)	27,560	72,717	100,277
2019 (R元)	26,106	74,218	100,324
2020 (R2)	25,490	74,240	99,730
2021 (R3)	24,740	72,966	97,706
2022 (R4)	23,563	71,511	95,074
2023 (R5)	23,939	72,449	96,388
2024 (R6)	23,303	71,786	95,089

し尿・浄化槽汚泥の収集量の推移



3 し尿・浄化槽汚泥の処理状況

収集したし尿や浄化槽汚泥は、Kanadevia 箕沖 Aqua などの4施設において処理しています。残渣については、埋立処分又は助燃剤として利用しています。

2024年度（令和6年度）し尿・浄化槽汚泥処理の状況

(単位 kℓ)

区分	Kanadevia 箕沖 Aqua	西部衛生 センター	内海し尿 処理場	走島し尿 処理場	合計
し尿	14,759	6,679	1,756	115	23,309
浄化槽汚泥	45,523	20,065	6,185	52	71,825
計	60,282	26,744	7,941	167	95,134

残渣の処理状況

(単位 t)

区分	Kanadevia 箕沖 Aqua	西部衛生 センター	内海し尿 処理場	走島し尿 処理場	合計
埋立処分	8	7	-	-	15
助燃剤利用	920	621	224	-	1,765
計	928	628	224	-	1,780

第3節 廃棄物の適正処理

1 事業系ごみの適正排出の指導

事業系ごみの減量化及び適正処理を目的に、「福山市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例」第17条に基づき、1995年（平成7年）から多量排出事業者に対し、「事業系一般廃棄物減量計画書」の提出を求めていました。

また、多量排出事業者への立入検査を行うほか、ごみ処理施設における搬入検査を実施し、指導を行う等、事業者に対し事業系ごみの減量と再生利用の推進に向けた積極的な取組の実施を求めていました。

2004年度（平成16年度）から、ごみの減量化を推進するため、事業系ごみのうち「リサイクルできる紙類」の処理施設への搬入を制限しています。

2008年度（平成20年度）には、事業系廃棄物の適正処理を促すガイドブックを作成し、排出事業者に向けた啓発を行っています。

2 ふくやま環境賞

地球温暖化防止活動や3R推進活動など環境にやさしい取組を実施する事業者や団体、個人のほか、ごみステーションの積極的な適正管理に取り組む団体を表彰するとともに、事業系一般廃棄物減量計画書を提出している多量排出事業者の中から優秀な事業者を認定し、表彰しています。

2024年度（令和6年度）は、優良ごみステーション部門3団体が受賞しました。

3 不法投棄対策

不法投棄の未然防止と環境保全のため、ごみの不法投棄に対する体制を強化しています。

定期的にパトロールを実施するほか、自治会（町内会）、職員等から不法投棄についての情報提供を受けています。また、状況の把握、排出の指導、やむを得ないものの収集、警察への通報などを行っています。

定期的な不法投棄防止パトロールの補完として、広島県、県警、第六管区海上保安本部と連携し、スカイパトロールとシーパトロールを実施するとともに、近隣市町、警察署、海上保安署等で組織した「福山地域廃棄物不法投棄防止連絡協議会」を通して、情報の早期把握に努めています。

○監視カメラ設置状況

【2025年（令和7年）4月1日現在】

設置年度	設置基数	設置場所	
2003年度 (平成15年度)	11基	草戸町半坂（市道草戸38号線） 柳津町一丁目（松永浄化センター） 駅家町中島（市道新山法成寺1号線） 大門町大門（市道幕山台大門線） 山手町（市道郷分津之郷1号線） 芦田町上有地（市道久田谷本線）	箕島町南浦（市道芦田川左岸線） 新市町藤尾（市道藤尾92号線） 金江町藁江（市道金江1号線） 春日町宇山（宇山埋立地進入道） 新市町下安井（市道助元4号線）
2004年度 (平成16年度)	2基	加茂町北山（市道四川線四川ダム下流）	内海町（鬼の釜展望所）
2005年度 (平成17年度)	2基	芦田町柞磨（市道菅野越線）	今津町（市道今津61号線）
2006年度 (平成18年度)	3基	津之郷町（市道郷分津之郷1号線） 新市町藤尾（市道藤尾幹線）	千田町（市道千田蔵王1号線）
2007年度 (平成19年度)	3基	加茂町（七曲隧道付近）※ 金江町藁江（市道金江2号線）	沼隈町草深（林道臼木山線）
2008年度 (平成20年度)	3基	柳津町（市道新池竜王線） 神辺町（市道上御領29号線）	東村町（市道東村30号線）
2009年度 (平成21年度)	2基	奈良津町（白石奈良津線）※	山手町（山手墓苑駐車場）
2010年度 (平成22年度)	2基	新市町金丸（常金丸372号線）※	金江町金見（辻堂本谷線）
2011年度 (平成23年度)	2基	神辺町下御領（林道御領支線）※	箕沖町（市道箕沖9号線）
2012年度 (平成24年度)	2基	新市町常（前金名府中線）	内海町（内海町し尿処理場跡地）※
2013年度 (平成25年度)	2基	金江町藁江（金江～瀬戸幹線）※	津之郷町津之郷（県道津之郷山守線）
2014年度 (平成26年度)	3基	新市町相方（県道松永新市線）※ 神辺町下御領（下御領36号線）※	神辺町下御領（下御領36号線）※
2015年度 (平成27年度)	2基	赤坂町赤坂（赤坂幹線）	赤坂町赤坂（赤坂幹線）
合計	39基		

※は市単独事業、その他は県補助事業。

4 高齢者・障がい者等ごみ出し困難者への支援体制の構築

高齢社会の到来、核家族化の進展による高齢者単身世帯が増加したことなどに伴い、全国的に日々のごみ出しが困難となる事案が発生しています。

本市においても同様の問題が生じているため、日々のごみ出しが困難な高齢者や障がい者等の生活実態に応じた新たなごみ収集システムの構築をめざして、2023年（令和5年）9月から、安否確認を兼ねたごみの戸別収集のモデル事業を、一部の地域で実施していましたが、2025年（令和7年）4月からは、「福山市ふれあい収集」として市内全域で実施しています。

第4節 産業廃棄物

1 概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、排出事業者及び産業廃棄物処理業者等における適正処理確保のため、保管、収集運搬及び処分の基準や産業廃棄物処理施設の構造基準・維持管理基準を定めており、これらの基準を遵守するよう指導を行っています。

また、環境への影響が大きいと考えられる産業廃棄物処理施設の設置、処分業の許可に当たっては、生活環境の保全に配慮した総合的判断により、許可審査事務には特に慎重を期しています。

2 産業廃棄物処理施設設置状況

【2025年（令和7年）4月1日現在】

施設の種類	中間処理施設											最終処分場			
	汚泥			廃油		廃プラスチック類		その他焼却	廃酸廃アルカリ		木くず	がれき類	計	安定型	管理型
	脱水	焼却	シアン化合物の分解	油水分解	焼却	破碎	焼却		中和	シアン化合物の分解	破碎	破碎			
設置数（基数）	7	5	2	2	5	22	5	7	2	2	17	41	117	15	4

※焼却施設、シアン化合物の分解施設及び破碎施設には、施設種類が重複しているものがある。

3 産業廃棄物処理業許可業者数

【2025年（令和7年）4月1日現在】

区分	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物		計
	収集運搬業	処分業	収集運搬業	処分業	
市内	38	53	4	3	98
県内	4	8	—	—	12
県外	16	11	6	1	34
計	58	72	10	4	144

※市内、県内、県外は本社の所在地で区分している。

4 産業廃棄物関係立入指導状況【2024年度（令和6年度）】

(単位 件)

立入等の状況 立入対象	立入件数	指導件数	指導区分								
			口頭	注意指導票	勧告	警告	改善命令	措置命令	営業停止	許可取消	告発
産業廃棄物処理施設	74	15	12	1	2	—	—	—	—	—	—
産業廃棄物処理業	41	14	14	—	—	—	—	—	—	—	—
排出事業者	496	78	77	1	—	—	—	—	—	—	—
合計	611	107	103	2	2	—	—	—	—	—	—